

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三木町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西土居地区）を行うことについて平成22年1月22日適当と決定した。

その関係書類を三木町産業振興課において平成22年2月4日から同月24日まで縦覧に供する。

平成22年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀